


平常時における政治家等の寄附やあいさつの禁止について


18. 12. 5

項目	ポイント	内容	根拠
政治家の寄附の禁止	政治家(候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者)は、寄附をすると処罰される。	<p>政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党その他の政治団体や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(※)は除かれる。)は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となる。</p> <p>① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀                  ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典                  (①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰される。)</p> <p>なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止される。                  (※ 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となる。)</p>	第199条の2①② (罰則は第249条の2①～④)
政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止	有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰される。	政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰される。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰される。	第199条の2③④ (罰則は第249条の2⑤～⑦)
政治家の関係団体の寄附の禁止	政治家が役職員、構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰される。	政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰される。(政党に対するものは除かれる。)	第199条の3 (罰則は第249条の3)
後援団体の寄附の禁止	後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰される。	後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰される。	第199条の5① (罰則は第249条の5①)
年賀状等のあいさつ状の禁止	政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられる。	政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる。)を出すことは禁止される。	第147条の2
あいさつを目的とする有料広告の禁止	政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰される。	政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰される。 なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰される。	第152条 (罰則は第235条の6)

寄附の量的制限等の概要(平成18年1月1日～)

受領者		寄附者		会社・労働組合等の団体		政治団体			
		個人				政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
		総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	量的制限			
政治団体	政党	《A枠》 年間2,000万円以内	制限なし	《A枠》 資本金、組合員数等に応じて年間750万円～1億円以内	制限なし				
	政治資金団体(政党が指定)					制限なし			
	その他の政治団体	《B枠》 年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	一切禁止					(18.1.1～) 同一の政治団体に対し 年間5,000万円以内
政治家個人 (注3)									(重複部分)

 部分：改正後口座振込・振替に限定(1,000円以下の寄附および不動産の譲渡または貸付(地上権の設定を含む)による寄附を除く)。

 部分：寄附は一切禁止

 部分：金銭等によるものは禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等によることも可

(注1) 資金管理団体の届出をした政治家が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)および遺贈による寄附については、総枠制限はない。

(注2) 資金管理団体の届出をした政治家がその資金管理団体に対してする寄附(特定寄附および自己資金による寄附)および遺贈による寄附については、個別制限はない。

(注3) 公職にある者、公職の候補者および公職の候補者となろうとする者